

第 1 0 回 定 例 総 会 議 事 録

期 日

令和 6 年 5 月 1 6 日開会

令和 6 年 5 月 1 6 日閉会

米沢市農業委員会

令和6年5月16日（木）午前9時30分 米沢市農業委員会第10回定例総会を米沢市役所庁議室に招集した。

出席委員（19名）

1 番 小関善隆 委員	8 番 樋渡由美 委員	1 5 番 長谷部吉雄 委員
2 番 我彦正福 委員	9 番 高山古典 委員	1 6 番 相田市三郎 委員
3 番 山王堂民榮 委員	1 0 番 遠藤伊一 委員	1 7 番 伊藤俊浩 委員
4 番 佐藤政和 委員	1 1 番 江口益美 委員	1 8 番 鈴木晃子 委員
5 番 宮崎雅文 委員	1 2 番 橋本政美 委員	1 9 番 桐澤林右衛門 委員
6 番 木村彰博 委員	1 3 番 古畑功一 委員	
7 番 鈴木和義 委員	1 4 番 佐藤利夫 委員	

欠席通告委員（なし）

遅刻通告委員（なし）

農業委員以外の出席者（1名）

農 政 課 主 事 鈴 木 琢 朗

会議に出席した事務局職員（6名）

事 務 局 長	柴 倉 和 典
事務局長補佐兼農政振興主査	根 津 正 孝
農 地 主 査	宮 原 功
主 査	丸 田 淳
主 査	瀧 口 圭 史
主 任	須 貝 祐 太

会議に付議した事項

1. 提出議題

- | | |
|------|--|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議第3号 | 事業計画変更申請について |
| 議第4号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議第5号 | 農用地利用集積計画について |
| 議第6号 | 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について |
| 議第7号 | 米沢農業振興地域整備計画の変更について |

2. その他

開 会 午前9時30分

根津補佐 これより第10回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和を11番 江口益美委員のご発声にて
よろしくお願いいたします。

(唱和)

根津補佐 ありがとうございます。それでは、会長よりご挨拶を初めにいただきます。

会 長 おはようございます。

春作業の忙しいところお集まりいただき、大変ありがとうございます。田
植えをしたところもあったり、まだ代かきもしていないとか、何か一斉でな
くてばらばらな作業で、窪田のほうは早い人で連休明けあたりから田植えを
している人もいるということでもあります。

そんな中で、水窪といいますか水路関係でありますけれども、鬼面川の自
流がないということで、本当はダムと川が流れる水を使って代かき、田植え
の水の量を確保するとなっているんだそうですけれども、それが自流がない
ので例年の7割くらいしか水量を確保できないということで、このままでは
田植えにも支障を来すんじゃないかという話があったところでもあります。や
っぱり山に雪がなかったり、あるいは雨が降らなかったりで水が流れていな
いと。本当は鬼面川は雪解け水でかなりの水量があるんだけれども、ほとん
ど流れていない状態で、自流が入ってきていないということのようです。土
地改良のほうでもいろいろな会議を開いて対策をしているようです。

だけれども、やっぱり田植えをしないことには話にならないので、今から
節水でなくて、取りあえず田植えまでは水を流していただいて、その後は雨
も降るかもしれないから、その後については考えていけばいいんじゃないか
と思うんですけれども、まずその辺は土地改良のほうで判断をしていただき
たいと思います。

農業基本法の審議を今やっているわけでありましてけれども、この間新聞で
も報道があったようにすけれども、食料の供給が困難な事態になったとき
には、生産者に対してその作付、増産の要請をするということで、その中で罰
則規定がある。実効性を持たせるには罰則規定が必要だという話があった。
ただ、罰金となると、罰金刑だから前科がつくからね。だから、罰金までは
なるべく取らないようにするみたいな答弁であったようでありますけれども、
やっぱり困難な事態が発生したときには、要請しても、例えば生産する農家
の数が減ってきて、それが達成できないということもあると思われますので、
後継者の育成も併せて、いろんな政策をしていただきたいと思いますところ

あります。

忙しい中でありますので、スムーズに議事を進行させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

根津補佐

ありがとうございました。

それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長

それでは、私のほうで議事の進行をさせていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員はありませんので、全員出席であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第10回定例総会は成立をいたしました。

今回の議事録署名委員には、2番 我彦正福委員、3番 山王堂民榮委員を指名いたします。

続いて、審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

根津補佐

(挙手)

議 長

根津補佐。

根津補佐

議案書の訂正等はございません。

議 長

ないようなので、議事を進めます。

初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議 長

瀧口主査。

瀧口主査

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

令和5年度の受理番号52号、53号及び令和6年度の受理番号1号の計3件で、証明しました地目別の筆数及び地積は、畑のみ3筆 1,765.42㎡です。

受理番号52号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から原野への転用です。転用年月日は、昭和46年頃より前です。申請理由は、昭和46年頃には既に耕作しておらず、非農地化しているためです。

受理番号53号 申請人 ○○○○外2名、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は、昭和45年です。申請理由は、昭和45年より住宅への通路として利用しており、非農地化しているためです。

受理番号1号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から水路への転用です。転用年月日は、平成15年より前です。申請理由は、平成15年時点では既に水路の一部として利用されており、非農地化しているためです。

以上、よろしくお願いします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査
議 長
丸田主査

(挙手)

丸田主査。

おはようございます。丸田です。よろしくお願いいたします。

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号16号から17号の2件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ9筆 19,815.00㎡です。なお、合計は9筆 19,815.00㎡です。

受理番号16号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号17号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査
議 長
丸田主査

(挙手)

丸田主査。

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。下記の農地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号5号から9号の計5件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田9筆 5, 961.61㎡、畑11筆 1, 164.00㎡、合計20筆 7, 125.61㎡です。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号8号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための売買です。

受理番号9号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための売買です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

それでは、受理番号5号から9号を上程いたします。

1 7 番
議 長
1 7 番

(伊藤俊浩委員 挙手)

17番。

17番 伊藤です。受理番号5号について説明をさせていただきます。

○○○○が△△△△さんより賃貸借ということですが、○○○○さんは高齢によりまして耕作がなかなかできないということで、昨年度から農業委員会にあっせんしていただけないかというお話がありました。隣接の△△△△、これは○○○○さんが今年の春から合同会社ということで立ち上げた会社だそうですが、そのところは隣接地でもありますので、△△△△さんに引き受けていただくということで、お互いに4月30日に電話で確認をさせていただきまして、両方から聞き取りをいたしました。○○さんにやっていただくということでしたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長
1 9 番
議 長

続いて、受理番号6号。

(桐澤林右衛門委員 挙手)

桐澤委員。

1 9 番

1 9 番 桐澤です。

今回の案件は、現在〇〇氏が耕作している隣の土地です。現在△△氏は耕作をしていないことから、〇〇氏の経営面積拡大のため△△氏に貸入を申し入れたところ成立した案件です。なお、〇〇氏は新規農業者で、6年目です。それで、畑作で連作障害が出たために、ローテーションを組んでやりたいということで、これからも経営拡大を計画しており、耕作管理のほうもきちんとやっています。今回の貸人は、前農業委員の△△△△さんと親戚の〇〇さんから借りた畑と水田です。なお、5月上旬に本人確認、あと△△△△さんと本人確認、現地確認をした結果、別に問題はないと思われましたので、よろしくお願いします。

以上です。

議 長

7号についても一緒ですね。

1 9 番

はい。そうです。

議 長

6号と7号を一緒に説明いただきました。

では、8号について。

1 5 番

(長谷部吉雄委員 挙手)

議 長

長谷部委員。

1 5 番

15番の長谷部です。受理番号8号、9号ですけれども、申請人と土地の表示は記載のとおりです。土地の売買の件になります。8号ですけれども、こちら〇〇〇〇さんの土地を△△さんが買いたいということで、〇〇さんの土地はもともと管理して草刈りはしてあったんですけれども耕作はしていないところで、△△さんが買って家庭菜園をしたいということで売買になりました。

9号ですけれども、〇〇〇〇さんと△△さんですが、〇〇さんが高齢のため、息子さんも畑をすることがなくなったので、近くにある△△△△さんに買っていていただいて耕作してもらうことになりました。特に問題はないと思いますので、審議のほうよろしくお願いします。

以上です。

議 長

それでは、ただいまの受理番号5号から9号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号5号から9号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第3号 事業計画変更申請について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議 長

瀧口主査。

瀧口主査

議第3号 事業計画変更申請について。下記のとおり、事業計画を変更したいと申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。

受理番号1号の1件です。本件は、平成26年11月18日に農地法第5条の許可を得ております。申請人、土地の表示等については議案書記載のとおりです。当初計画は、駐車場の造成です。実施状況については、所有権移転登記は完了しております。工事は一部着工し、部分的に駐車場として利用しております。今回の変更内容は、着工済みの場所を含めた当初計画地の一部を別事業で利用するものです。残地については、現在のところ当初計画からの変更等はありません。

なお、今回の変更は所有権の移転が伴うため、承継者を譲受人とした農地法第5条の許可申請が改めて提出されております。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長

ただいまの事業計画変更申請について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、議第3号 事業計画変更申請について、変更することを条件に承認することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、議第3号 事業計画変更申請について、変更することを条件に承認することに決定いたしました。

議 長

次に、議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議 長

瀧口主査。

瀧口主査

議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第5条第1項の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。

受理番号4号から6号の計3件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は、田7筆 821.00㎡、畑14筆 1,517.73㎡、合計21筆 2,338.73㎡です。

受理番号4号 渡人 ○○○○、受人 △△△△外1名、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設のためです。

こちらは都市計画法の用途地域内の3種農地です。

受理番号5号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は障がい者施設の建設のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の3種農地です。

受理番号6号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は庭及び雪捨て場の造成のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の3種農地です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について報告をお願いします。それでは、受理番号4号から6号を上程いたします。

5 番 (宮崎雅文委員 挙手)

議 長 宮崎委員。

5 番 5番 宮崎です。受理番号4号から6号に関しまして、全て私の担当でございましたので、3件とも調査結果を報告させていただきます。

まず、一番上の受理番号4号について報告させていただきます。○○○○さんの土地を△△△△さん、奥様の○○○○さんが譲り受けられまして一般住宅を建設されたいという内容になっております。△△△△さんと○○○○さんは親子関係ということで、娘さんのために土地を贈与ということになります。場所は申請地図をご覧くださいまして、申請地No.4となっております。通町6丁目の米沢市営陸上競技場の入り口の交差点がありますが、その東側の住宅街の一画の畑となっております。現在は休耕中のございまして、5月1日に現地を確認してまいりましたが、事前着工等もございませんでした。また、内容について、担当の△△行政書士と連絡を取りまして間違いないと、申請どおりの内容だということで確認を取りました。

続いて、5号の案件について報告させていただきます。先ほど事業計画変更にもありました内容です。○○○○さんの土地を△△△△さんが所有権を移転されまして、障がい者共同生活援助施設を建設されたいという内容になっております。場所は、また地図をご覧くださいまして、米沢駅の東側の場所になります。同じく5月1日に現地調査をしてまいりまして、事前着工もなく、畑も現在は休耕という感じの土地でございました。こちらは担当が○行政書士ということで連絡を取り、内容を確認しまして、間違いはないということでした。

続いて、6号に関して報告させていただきます。6号の場所は、米沢市徳町となっております。信夫町に大久保種苗店というお店があるんですが、その東側の場所になります。○○○○さんの土地を△△さんが譲り受けられまして、お庭及び雪捨て場として、また家庭菜園などをされたいという内容

になっております。同じく5月1日に現地調査をしてまいりまして、事前着工もございませんでした。こちらも担当が〇〇行政書士ということで、内容を確認しまして、間違いないということでございました。

以上、3件の報告になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、ただいまの受理番号4号から6号について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号4号から6号について、許可することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第5号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任 (挙手)

議長 須貝主任。

須貝主任 議第5号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議します。

受理番号1号から14号の計14件です。内訳は、売買による所有権移転が1件、新規の貸借権の設定が13件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田35筆 63,417.00㎡、畑30筆 29,800.00㎡、合計65筆 93,217.00㎡です。

受理番号1号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は売買による所有権移転です。

受理番号2号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権の設定です。

受理番号3号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権の設定です。

受理番号4号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権の設定です。

受理番号5号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権の設定です。

受理番号6号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権の設定です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権の設定です。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権の設定です。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権の設定です。

受理番号10号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権の設定です。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権の設定です。

受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権の設定です。

受理番号13号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権の設定です。

受理番号14号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権の設定です。

なお、本件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、受理番号1号から14号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第5号 農用地利用集積計画について、は議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第6号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査
議 長
宮原主査

(挙手)

宮原農地主査。

議第6号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、は去る5月2日開催の活動計画作成委員会でご確認いただきまして、先日の農事相談で皆様にもご確認をいただいているところです。つきましては、この内容で公表及び県を經由し国へ報告することについて承認を得るため、委員会に付議いたします。ご審議のほどよろ

しくお願いいたします。

議長 ただいまの結果の説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、議第6号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第6号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議第7号 米沢農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査 (挙手)

議長 宮原農地主査。

宮原主査 議第7号 米沢農業振興地域整備計画の変更について、は本日農政課の職員が出席する予定ですが、まだ来ておりませんので、暫時休憩をお願いします。

議長 それでは、農政課職員が来るまで、暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 議事を再開いたします。

(再開)

議第7号について、農政課の職員が参りましたので、説明をお願いしたいと思います。

鈴木主事 (挙手)

議長 鈴木主事。

鈴木主事 お世話になっております。農政課の鈴木と申します。

私から米沢農業振興地域整備計画の総合見直しにおいて、農用地区域から除外する案件についてご説明したいと思います。

案件が多いので、座って説明させていただければと思います。失礼します。

では、No.1から順次説明させていただければと思うんですけども、それぞれ図面を見ながら進めたいと思います。

初めに、No.1について。

こちらの除外予定地ですけども、万世町刈安に所在する土地になっております。面積ですけども25,417.9㎡、現況地目が一部田・畑となっておりますが、ほとんどが山林・原野となっているところです。除外する

具体的な理由ですけれども、当該地付近には見てのとおり高速道路が存在しておりまして、周辺が高速道路や山林・原野に囲まれていること、また小規模に散材した農用地であることから、将来の農用地としての利用度は極めて低いということで除外することになります。こちらですけれども、都市計画区域外となっておりまして、農業関連事業の投資状況は記載のとおりとなります。

続きまして、No.2に移ります。

こちらは大字三沢ないし大字赤崩に所在する土地になっておりまして、面積ですが6,355.5㎡、現況地目が山林・原野となっております。除外する具体的な理由ですけれども、当該地は現況が山林・原野となっており、農地への復旧が困難であることから、農用地区域から除外することになります。なお、当該地のほとんどは法務局において非農地証明されている土地になります。こちらの土地ですけれども、都市計画区域内無指定となっており、農業関連事業の投資状況は特にありません。

続きまして、No.3に移ります。

No.3は同じく大字三沢に所在する土地になりまして、面積は16,339.4㎡、現況地目が一部畑がありますけれども、それ以外は原野となっているような状況です。除外する具体的な理由ですけれども、当該地は原野化している部分と一部耕作されている部分がございますけれども、周辺が住宅等に囲まれており、将来の農用地としての利用度が極めて低いということで、除外することになります。なお、こちらの土地については都市計画区域内無指定となっておりまして、農業関連事業の投資状況は特にありません。

続きまして、No.4に移ります。

こちらの土地は同じく大字三沢に所在する土地でありまして、面積は49,076.6㎡、現況地目が山林・原野となっております。除外する具体的な理由ですけれども、こちらも現況が山林・原野となっておりまして、農地への復旧が困難であることから、将来の農用地としての利用度が極めて低いということで、除外することとなります。なお、こちらの土地については都市計画区域内無指定となっておりまして、農業関連事業の投資状況は特にありません。

続きまして、No.5に移ります。

こちらの土地は大字赤崩に所在する土地でありまして、面積は3,764.4㎡、現況地目が原野もしくは雑種地となっている状況です。除外する具体的な理由ですけれども、当該地は現況が原野等となっておりまして、周辺が宅地や山林等に囲まれていることから、将来の農用地としての利用度が極めて低いということで、除外するものになります。なお、こちらの土地につき

ましては都市計画区域外となっておりまして、農業関連事業の投資状況は特にありません。

続いて、No.6に移ります。

No.6の土地につきましても大字赤崩に所在する土地になりまして、面積は51,843.2㎡、現況地目が山林・原野となっている状況です。除外する具体的な理由ですけれども、当該地は現況が山林・原野となっておりまして、周辺のほとんども山林・原野となっており、農地への復旧も困難であることから、農用地区域から除外するものになります。なお、こちらの土地につきましても都市計画区域外となっておりまして、農業関連事業の投資状況は特にありません。

続いて、No.7に移ります。

こちらの土地につきましては大字大沢に所在する土地となっておりまして、面積が49,537.1㎡、現況地目が山林・原野となっている状況です。除外する具体的な理由ですけれども、こちらも現況が山林・原野となっておりまして、周辺のほとんども山林・原野となっている状況ですので、農地への復旧も困難であることから、農用地区域から除外するものになります。なお、こちらの土地につきましても都市計画区域外となっておりまして、農業関連事業の投資状況は特にありません。

続いて、No.8に移ります。

続いて、南原地区になりますけれども、除外予定地は大字李山に所在する土地でありまして、面積が454.8㎡、現況地目が山林となっておりまして、農地への復旧が困難であることから、農用地区域から除外するものになります。なお、こちらの土地につきましては都市計画区域内無指定となっておりまして、農業関連事業の投資状況は特にありません。

続いて、No.9に移ります。

こちらも同じく大字李山に所在する土地でありまして、面積が3,672.8㎡、現況地目が一部畑と一部雑種地となっている状況です。除外する具体的な理由ですけれども、一部耕作されているところがありますが、こちら令和4年度に実施した〇〇〇〇からの除外申請に基づく農用地区域からの除外により残存した小規模な農用地であり、将来の農用地としての利用度は極めて低いということで、県と調整を図った上で除外するものになります。なお、こちらの土地につきましては都市計画区域外となっておりまして、農業関連事業の投資状況は特にありません。

続いて、No.10に移ります。

こちらの土地も大字李山に所在する土地でありまして、面積が2,937.

8㎡、現況地目が原野となっております。除外する具体的な理由ですが、現況が原野となっております、山林に隣接していることから、将来の農用地としての利用度は極めて低いということで、農用地区域から除外するものになります。こちらは農業委員会で非農地判断されているところかと思えます。なお、こちらの土地につきましては都市計画区域外となっております、農業関連事業の投資状況は特にありません。

続いて、No.11に移ります。

次に、三沢地区になりますけれども、こちら除外予定地は大字築沢に所在する土地でありまして、面積が4,142.1㎡、現況地目が山林・原野となっております。除外する具体的な理由ですが、現況が山林・原野となっております、農地への復旧が困難であることから、農用地区域から除外するものになります。なお、こちらの土地につきましても都市計画区域外となっております、農業関連事業の投資状況は特にありません。

続いて、No.12に移りますけれども、No.12からNo.19につきましては、同じ大字入田沢に所在する土地でありまして、除外する理由につきましても同じ理由になりますので、こちらは併せて説明させていただきたいと思えます。

No.12からNo.19の土地につきまして、先ほど申し上げたようにこちらは大字入田沢に所在する土地になります。それぞれ面積は記載のとおりで、現況地目は山林・原野となっております。除外する具体的な理由ですが、現況が山林・原野となっております、周辺も山林・原野で囲まれていることから、将来の農用地としての利用度は極めて低いということで、農用地区域から除外するものになります。なお、こちらの土地につきましても都市計画区域外となっております、農業関連事業の投資状況も特にありません。

続きまして、No.20に移りたいと思えます。

続いて、広幡地区になりますけれども、除外予定地は広幡町沖仲に所在する土地でありまして、面積が59.0㎡、現況地目が宅地となっております。除外する具体的な理由ですが、当該地を調査しましたところ、20年以上前から現況が宅地となることが判明しまして、非農地でありますので、こちらは農用地区域から除外するものになります。なお、こちらの土地につきましては都市計画区域外となっており、農業関連事業の投資状況は記載のとおりとなります。

続きまして、No.21に移ります。

こちらの除外予定地ですが、館山矢子町に所在する土地でありまして、面積が4,830.0㎡、現況地目が山林・原野となっております。除外する具体的な理由ですが、現況が山林・原野化しております、農

地への復旧が困難であることから、将来の農用地としての利用度は極めて低いということで、農用地区域から除外するものになります。なお、こちらの土地につきましては都市計画区域外となっておりまして、農業関連事業の投資状況も特にありません。

続きまして、No.22に移ります。

続いて、窪田地区でありますけれども、除外予定地は窪田町小瀬に所在する土地でありまして、面積が2,179.0㎡、現況地目が原野または雑種地となっている状況です。除外する具体的な理由ですけれども、現況が荒廃しておりまして低木等も見受けられることから、将来の農用地としての利用度は極めて低いということで、農用地区域から除外するものになります。こちらの土地につきましては都市計画区域内無指定となっておりまして、農業関連事業の投資状況は記載のとおりでございます。

最後、上郷地区、No.23、No.24に移ります。

No.23ですけれども、除外予定地は大字竹井になりまして、面積が7,604.5㎡、現況地目が山林・原野となっている状況です。除外する具体的な理由ですけれども、現況が山林・原野となっておりまして、周辺のほとんども山林・原野となっており、工業団地にも近く、農地への復旧も困難であることから、将来の農用地としての利用度は極めて低いということで、農用地区域から除外するものになります。なお、こちらの土地につきましては都市計画区域内用途区域に該当しておりまして、農業関連事業の投資状況は特にございませぬ。

最後、No.24になりますけれども、こちらと同じく大字竹井に所在する土地となっております。先ほどのNo.23のちょうど南側に当たる土地で、面積は2,259.9㎡、現況地目が畑となっております。除外する具体的な理由ですけれども、こちらは現況として畑として耕作されておりますけれども、周辺には多くの住宅や工業団地がありまして、将来の農用地としての利用度は極めて低いことから、農用地区域から除外するものになります。なお、こちらの土地につきましては都市計画区域内無指定となっておりまして、農業関連事業の投資状況は特にありません。

以上で総合見直しにおいて農用地区域から除外する案件24件についての説明を終わりたいと思います。

今回の総合見直しですけれども、農業振興地域整備計画というものがありまして、人口や農業経営体の減少などの社会的背景や経済情勢を考慮して、おおむね5年ごとに見直すこととしております。今回の農業振興地域整備計画の総合見直しにおきましては、現在指定している農用地区域について、土地改良事業等の受益地である農地ですとか、おおむね10町歩以上の集団性

の高い農地など、現在農地として利用されているところは引き続き農用地区域として設定することとしまして、先ほど申し上げたような案件として、例えば再生不能であって将来的に農用地として利用することが困難である土地などを、周辺の状況等を鑑みて農用地区域から除外するものになります。

根津補佐 (挙手)

議 長 根津補佐。

根津補佐 過日、農事相談の際に、各ブロックにおきまして整備計画の変更案と基礎資料の案をお配りしています。今回総合見直しを行うということで、皆さんに見ていただきたいということで、お配りしています。事前に特にご意見等はありませんでしたので、もしこの場で何か分からないことがあればお尋ねしていただきたいと思います。文言や字句の修正などにつきましては、事務局からおつなぎしておりますので、分からないこと等ありましたら、この場でお願いしたいと思います。

議 長 それでは、ただいま説明していただいたわけでありますけれども、皆さんのほうから意見並びに質問等はございませんか。

3 番 (山王堂民衆委員 挙手)

議 長 山王堂委員。

3 番 No.20とNo.22なんですけれども、No.20はもう既に宅地になっているということで、これはその前に農業委員会にかかった案件なんですか。

議 長 ただいま山王堂委員から農用地の中で宅地化されているという部分については、農業委員会の中で転用とかそういう。

3 番 あと非農地になっている原野についても、非農地証明が出ているのか出ていないのかとか、農政課ではそこまで調べていますか。

鈴木主事 (挙手)

議 長 鈴木主事。

鈴木主事 農政課としましては、まずこちらの土地については土地所有者の方から相談を受けた案件になりまして、その際に農用地区域の中に建物が建っているということが分かった次第であります。農地転用とか農振除外の申請については、建物が建った当時は恐らくなされていなかったということで、その相談に来られた方が土地を相続された方でありまして、自身が土地を相続した際に当該土地に建物が建っているということで農政課のほうに相談に来られた次第であります。

以上です。

3 番 田んぼのど真ん中にこうしてぽつんとできるということが一番疑問な点でありまして、そこはよく検討していただければと思います。

議 長 山王堂委員からありましたが、非農地証明というのを農業委員会でも出し

ていますが、こういう宅地化している土地について農政課に相談がきて、農政課で農業振興地域から除外をするという意味だから、非農地化とはまた別の話だとは思いますが、その辺の整合というか、例えば事前に農業委員会と相談をしてこの土地の処理をどうするかとか、そういう話があってもいいのかなと私は思うんだけど。根津補佐、どうでしょうか。

根津補佐
議 長
根津補佐

(挙手)

根津補佐。

農業委員会としては、農地パトロール等を行っているわけですが、日々の委員の皆さんの見回りにおいても抜け落ちていたのかなと思っております。こういったことがないように、日頃委員の皆様には、あそこは違反転用ではないかとか、そういった目を光らせていただきたいと思います。

今回の案件につきましては、所有者のほうから相談があったということで、農業委員会としては今回ご相談いただくまで承知していなかったところであります。

3 番
議 長

何十年か前かもしれないけれども、農業委員としては、こういうことはちゃんと目を光らせておかないかなと思います。

農地パトロール等でそういう場所があるということについては、やっぱり常に見ているというのが農業委員あるいは推進委員の仕事であると思いますけれども、そこが宅地になっているかいないかというのはちょっと分からないわけだね、実際。だから、やっぱり何か建物を建てるときとか、申請するときに農地のままだったという場合においては非農地化するという手続を行うんだけど、さっき言ったように、農政課へ相談があったら農業委員会のほうにもつないでいただいて、その辺の手続をしていかないと。実際、現況が建物が建っていたりして非農地化していたとしても、転用はしていないという状態があるとなれば、やっぱりそれを是正していくことが必要だと思いますので。連絡を密にして、ひとつお願いをしたいかなと思います。

それでは、皆さんのほうからほかにありませんか。

全 委 員
議 長

なし。

それでは、ないようですので、議第7号 米沢農業振興地域整備計画の変更について、は意見なしとすることで異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第7号 米沢農業振興地域整備計画の変更について、は意見がなかった旨を米沢市長に回答することに決定いたしました。

以上で1の提出議案についての審議は終了いたしました。

続いて、2のその他に移ります。

農政振興等に関する改善意見や施策について、話題提供として議席番号順

に2名の委員の方から発言をいただきたいと思います。今回は17番並びに18番のお二人となりますので、初めに、17番 伊藤俊浩委員からお願いいたします。

17番

17番 伊藤俊浩です。よろしくお願いします。なかなか皆さんの前でしゃべる機会が少ないものですから、話があっち行ったりこっち行ったりすると思いますが、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

春先になりまして、田んぼをやっていると、一番先に始まる事業が水路の泥上げだったりして、今年の春も3か所か4か所ぐらいあっちこちに堀掘いに行きました。地元は遠山町なんですが、遠山町の水路というのが、赤芝町に通じる館山の館山寺という元の浄水場がある裏手のところから御成山の下をぐるっと迂回しまして、遠山の愛宕神社までの総延長で2,180メートルほど山の下をぐるっと回ってくるということで、この堰ができたのが明治37年、1904年のことだったんだそうです。今年で120年たったということで、ちょっと興味がありまして、地元の資料なんかを調べてみたりしたところでした。

当時、遠山村には、後ろの西明寺からの沢水くらいしか生活用水とか水田に入ってくる水がなくて、非常に田んぼの作りづらいところだったので、遠山かぶとか畑作のほうが中心になっていて、なかなか水田のほうには水が行かないような状況にあったものですから、遠山村の村長から、当時置賜県という県があつて、そこに懇願をして、掘削作業をしてくれということで始まったそうです。約1年間の工事期間で、工事費用が5,400円。当時はあんパン1個が1銭の時代だったそうですので、今でいうと1億円ちょっとぐらいかかった工事だったという記録が残っているようでした。

うちは水道が来るまで沢水を僕らが子供の頃まで飲んでいた記憶もありますので、この通水によって生活用水が、後ろから回ってくる水がやっと回ってきて、防火用水、生活用水、そしてその水が来たことによって約30町歩の水田に通水することができて、今の米坂線のところから堀立川のところの変電所辺りまで、あの辺まであったんですが、線路ができたことによってその通水ができなくなったりして、手前側30町歩、あともう一つが堀立川から来る水で奥のほう20町歩ぐらいの水田を今のところできるようになったと。

5,400円使ったおかげで今の水田が維持管理されているということで、私のところはちょうど米坂線を境にして、さっきの地図にもあった農業振興地域と境になっているものですから、当時、昭和40年代に土地改良事業をしようと、あそこはすぐ目の前が今でいう西部地区だったので、宅地開発になるだろうということで、うちの地域が土地改良事業をせずに今まで来てお

りました。中間管理事業でいろいろ出し合ってやろうかという話も地区の中で出たんですが、今さらなかなかできないなということで、みんなの合意ができなくて、その事業には踏み込めないでいったところもあったんですが。

当時の5,400円を捻出するために、自分のところのお寺の山林と田んぼを持っていたそうなんですが、それを全部売却してこの5,400円の事業費に充てたもので、住職に出ていかれて無人の寺になったという経過が過去にはあったんだそうです。なかなか小さい村だったものですから、貧しい中で事業費を捻出するのがかなり大変だったということで、今その恩恵で我々は田んぼが作れているということもあります。

ただ、昨年8月の水害、大雨のときに、山の下を回っているものですから、その土手は幅1メートルぐらいしかなくて、だんだんやせてきていまして、そこが決壊しました。復旧事業ということで、長さにして4メートルぐらいの決壊だったんですが、土手にあるので重機も上れないということで、まず重機が通る道路を造るところから始めて改修になったということで、8月4日だったので、出穂間際のところで早急な対応をしていただいて、その辺市や県にもお世話になりましたので、その辺は大変ありがたいなということでした。

それがきっかけで、全線いろんな水路の改良をしようという話になったんですが、先ほど言った対策をしたのが遠山新堰組合というのがそれを受け継ぐことになったので、私有のものなので、米沢市や県の管理ではないものだから、その維持管理やそういったU字溝を入れる事業というのが公共団体ではできない、役所関係ではできないということで、くいを打って支えるような状況で今まで120年間ずっと続けてきたという経緯があって、こういう災害になると、そういった場所はやっぱり地理的にも不利なことがあって弱いんだなと。こういったところも災害復旧だけではなくて、常に工事ができるような体制、遠山の中でも保全会というのを組織はしているんですが、30町歩ぐらいの水田なので、1年間に頂けるお金が80万円ぐらいしかないということで、重機を持ってきて動かすだけで80万円ぐらいのお金がかかってしまうので、工事費に充てられないと。そういう小さいところの維持管理組合と保全会は大変だなということです。

もう一つは、土地改良をしていないために、全部素掘りのところばかりなものですから、なかなか大きな工事ができないのが一番大変だなということで、将来的に農業、水田をやっていく上では、そういったところの公共事業としての受入れみたいなことも、小さいところもできるような応援があったらいいかなということで、農政とか農村整備とか、土木のほうにも聞いてみたんですが、なかなかそういった事業が行えないということで、地味に毎年

200本くらいのくいを打ちながら維持管理に努めているというのが水路の今の状況だったので。

今日は春先で田んぼの水が通ってきてと会長からのお話もありましたけれども、1年間水が通るような維持管理をしていかないといけないなというお話もあったので、地元の話題だったんですが、皆さんにお話をさせていただきました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

続いて、18番の鈴木晃子委員お願いします。

1 8 番

18番 鈴木です。

今の伊藤委員の話もすごく勉強になりました。今日の会長のお話にもあったんですが、やっぱり水は大事な資源だなということで、土地改良の大切さもありますし、最近災害が多かったり天変地異があったりということで、農業ってどういうふうになっていくんだろうという恐れを感じている毎日なんです。今回、私の農政に関する改善意見ということで、いろいろ考えてはみたんですけども、やっぱり人口減少だったり、農業人口ももちろん減っていますし、高齢化も進んでいる中で、米沢市の農業委員会として、米沢市の農業委員として、農業や食というのを持続していくためにどういうふうにしたらいいのか、どういう役割をしていくといいのかということを、初心に戻って考えてみました。

先月の米沢市の月間の人口が450人も減っているというのを、本当に大きな問題だなということと、その中で、農業者も今は1,000人いっちゃって、その中で40代以下が125名、女性が350名。耕作面積は、皆さんもご存じのとおりですけども3,600ヘクタール、畑が727ヘクタールあって、今地域計画を策定しようということで、皆さんでその地域毎に考えていらっしゃると思うんですが、その10年後というのを、私の住んでいる三沢地区で考えても、この間古畑委員もおっしゃっていましたが、後継者がなかなかいないとか、数えるほどしかなくて、その方たちに全部農地をお願いしますと言って、はい分かりましたと受け取ってもらえるのかなというところ、またそこも難しい問題があるなというところで。悪いほうに考えれば幾らでも悪いほうには考えられるんですけども、歯止めをかけるというか、少しでも食い止めるなり、農業の魅力とか、あとは農業をしている人たちの意識の高さを市民の皆さんによく理解していただけるような活動をしていくなり、何か前向きなポジティブな発信の仕方をしていきたいなと思ったところです。

皆さんお忙しい、農作業で今この一刻一刻ももったいないと思っている方

がたくさんいらっしゃると思います。その中でも、やっぱり何とかアクションできるような時間を捻出しようということをして一体となって考えながら、最初にどういったことができるのかとか、そのアイデアを出したり、その課題を洗い出したりしながら、何かソフトの部分で、例えば新規就農の方だったり、担い手、若手の方に支援するなりというのを、先輩方の英知と経験値というものを伝えるような交流だったり、教育だったり、そういったサポートやフォローのソフト事業というか、そういったものが立ち上がればいいのかなど感じたところです。

私ももともと非農家出身で、嫁には行ったものの、水田農業をやっているわけでもなく、本当に細々とした農業形態で、加工をやったり飲食をやったり、農業ではないような仕事をしているので、農業の幅の広さというか、水田・畜産・果樹をやっている皆さんそれぞれ全然違った価値観の中で農業経営をされているところが、農業委員として長く在籍させていただいている私でもまだつかみ取れていない。なぜかという、やったことがないから。やっぱり経験がないから分かりようがないというところがあって、それが消費者だったり子供たちだったりというのは、なおさら分かりようがないというところで、やっぱり知ってもらいたいことだったり、大事だと感じてもらうということ、それを1つずつ積み重ねていくことで、次世代のやってみたいという方が出てきたりということにもつながる可能性があると思っています。

今、女性の力もとても力強くて、私が属している山形県の農業女子ネットワーク「あぐっと」というものがあるんですが、県内で68名いるんですが、その中で、置賜のトップランナーで走っているのが、元農業委員であった〇〇〇〇さんの娘さんで△△△△さんですが、その方がいろんな勉強をしながら、自分の経営もですが、一生懸命次世代の教育も含めて頑張っているのを見ると、そういった方に憧れて入ってくる女性の方も最近ちょっと増えつつあるので、男性だけでなく、若手の女性にも広げて、皆さん一緒に持続できるような形をつくっていければなと思って、ぜひ今後も食農教育などソフトの部分で交流の場を設けるなど、ご提案したいと思っています。

以上です。

議長

ただいま2名の方から意見があったわけでありましてけれども、皆様から何かありませんか。

伊藤委員の堰の話だけでも、8月3日の大雨で、そこだけ一瞬にして流されてしまった。石とか木とかみんな流れてきて決壊したということで、あの堀自体もだんだん浅くなってきて、ちょっとの雨で流れなくなるというか、落ち葉が落ちてきたり、泥が下りてきたり、選果場の辺りから常に水が水路からあふれてきて湿地帯みたいになっていて、耕作しようにもなかなかでき

ないような状況の堀だそうです。

私が行ったときは、周りに田んぼもあって、結構農道でも何でもきれいにしていたんだけど、それが1人辞め、2人辞めして、誰も管理しなくなって、2年くらいで柳の木が生えたりして手がつけれないくらいになってきているという状況があって、特に土地改良していなくてU字溝も入っていない場所で水路を持っているところは、管理自体が大変で、それを境に耕作放棄地が増えてきているという状況があります。やはりそういうところも、水路自体を整備するような何か手だてをしていかないと、せっかく明治時代に造った水路があるといいながら、それを誰も管理しなかったりすると機能しなくなりますので。

土地改良だけでも、中間管理機構とかそういうところで、みんなまとまってすればそういうこともできるという話はしていませんか。

1 7 番

町内の中ではそういった話題が出て、一旦集まる機会もあったんですが、なかなか。数パーセントのことだけでも、今さら払うのかという、土地は持っているけれども貸していらっしゃる方が多いので、今では米を出荷している方は片手で数えられるくらいの人しかいないので、そのほかの地主さんたちがそれに乗ってこないというのが現状のところ。ほぼ20年ぐらい前にはもう農業そのものを諦めている、息子さんは勤めに出て、その家はもう非農家だということで、農家だという意識がもうなくなっているのかもしれない。土地を貸して、持つてはいるけれども、作っているのは私じゃないからそこに参加することもないなという意識のほうが強いという感じがすかね。みんな集まってきてどーんと仕事しようとか、何々はみんなでやろうというのがあったけれども、なかなかそういう絆は薄れてきているのかもしれないですね。

1 1 番

(江口益美委員 挙手)

議 長

江口委員。

1 1 番

11番 江口です。

伊藤委員の話をお聞きしたところでありますけれども、私も土地改良に従事していますので。一つは、多面的機能支払交付金というものに取り組んでいらっしゃるのかどうか。

1 7 番

やっています。

1 1 番

やっていますか。それで、30町歩作って80万円という話のようだけれども、それ以上ではなかったかと思うんだけど。

1 7 番

両方だと150万円ぐらいですね。

1 1 番

150万円。そういった予算の中で少しでもU字溝を敷設しながら、長寿命化の補助も受けられるし、いろんな面でそういう事業を使いながらこつこ

つとやっていくしかないと思うし、これについては助成金も、災害でもあれば市や県から、特別なことがあればそっちのほうから出せる金はあると思うんだけど、特に何も無いところへは予算はなかなかつけづらい面があると思うから、多面的機能支払交付金に10町歩入ってやれば、長寿命化でU字溝でも少しでも何メートルでも入れながらやっていくということが必要なところなんだけれども。

本当に今農家が少ない中で、水路の堀払いや何でも少なくなっている状況だから、今ではもう田んぼを大きくしなさいとかいろんなことを言うてくるけれども、やっているのはもう堀払いでも何でも人力でするところもあったり、重機が出ているようなところはなかなかなくて、大変な時代だなと思ったところですよ。

さっき言った土地改良の中でも、事業費がかからないという事業があるわけだから、そういったところを、土地改良区の事務所にでも来てもらいながら、相談でもしてもらいながら、そういうものに取り組む気があるとするならば、そういった事業もあるわけだし、そういったところで何かできればなと思ったところでした。

あと、鈴木晃子委員の話ですけれども、本当に今農業者も少なくなっているということで、ますますこれから少なくなるのが現実だと思っています。政府ではいろんな取組をしているようだけれども、農業が発展するような持続させるような取組って本当にやってもらっているのかなど。今回の食料・農業基本法も、政府は現場に寄り添いながら言葉では言っているようなんだけど、本当に寄り添っているのかなという思いがあるし、消費者は常に食料があって常に口に入るものだと思っている。この間、私事だけれども、私、心光寺の総代をやっていて、20名くらいで総会があった。その席で俺だけよ、農業しているのは。20名いる中で。みんなから何かないかというものだから、雑談で今年は水不足だという話をした。いろんなところで水制限になっていると。水制限になっている家はあんまり今までなかったんだけど、農業って水は買ってるのかって言われて、水は1反歩4、400円払ってるんだよって。水ってそういうのがあるのかって。消費者が食べている食は常に食べていられるものだという思いとか、そういった思いしかなかったものだから、農業って今はこういうふうに変で、後継者もいないのよと。こういう時代なもんだから、皆さんの食料を自給しているところはこれから大変な世の中になりそうな気がすると言ったら、そういうふうになっているのかということで、消費者も、農産物への価格転嫁ということも政府も言っているようだけれども、そういったものでないと農業を守れないのよという話をさせてもらったりしながら、農業への理解を消費者に迫らないと、

農業が大変だ大変だと言ったって、何が大変だか分かっていないもんだから、そういった場で農業ってこういうんだよと話すことも必要かなと思ってきたところでした。

それから、冒頭で会長がもっと水を流せないかと言ったんだけど、昨日も土地改良の総務委員会があった中で、水についても話が出て、100%と言うけれども、国交省で120%とか200%ぐらい県費で賄ってもらえれば、これは国交省の水の権利、管理は各土地改良区なんだけれども、100%しか流せないのよ。今100%流しているのよ。さっき言った自流水は70%しか流れないような状況なもんだから、これを例えば100%を超えて流すというのはできないもんだから、これでやりくりするしかないのが今の現状です。水利権ってあるものだから。俺も昨日、水張り減反とか言っているけれども、今年こんな状況では水張り減反はできないよとなったときに、令和8年までが5年間の水張りの状況、来年、再来年までやりなさいという政府、だから今年はできないから1年延ばして、令和9年度まで水張り減反延ばしますとか、そんな対策がこうむられるのかどうか。これ水張り減反やったんじゃ、とてもじゃない、ただでさえ水がないものを水張り減反したんじゃ、とてもじゃないけどみんな水がないって騒いでいるのに無理だなと思ったものですから、そんな話も昨日させてもらったものですから、お話しさせていただきました。

以上です。

議長

多面的機能支払交付金など、いろいろそういうものを利用しながら、少しでもしていくというのにも必要ではないかというご意見でした。

それから晃子委員の、地域を見渡せば、後継者がいるにはいるようですが数が極端に少ないという状況の中で、農業に対してもっと魅力を感じてもらう事業も必要だろうと。女性の会、農業女子のネットワークって県でやっているんだけど、68名の方でしたか、女性の方が年々増えているという話を聞いて、女性の方で新規に就農される方が結構いると。だけれども、やっぱり近くを見渡せばなかなかそういう人の数が少ないということもあるというのが実態なので、農業に魅力を感じてもらって、魅力だけでは分からないから、所得が上がるようにしてもらって、価格転嫁という話もあったけれども、価格転嫁するにも消費者の理解がないとなかなか進まないということもあって、それができなかつたら農業の所得を上げる、補償するということも必要ではないかと思うんだけど、国会の答弁なんかを聞いていると、そういう所得を補償するのではなくて、あくまでも生産した中で所得を上げていかなければという話をしていると。なかなか農業というのは、作ったからもうかるというわけでもないし、そういう部分も理解してもらうことも必

要だなと思っているところであります。

皆さんのほうから何かありませんか。いいですか。

ないようですので、その他を終了して、以上で本日の第10回米沢市農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉 会 午前10時55分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和6年5月16日（火）

米沢市農業委員会

議長

小関 善隆

議事録署名委員

我彦 正福

議事録署名委員

山王堂 民榮